

令和 2 年度女性消防団員制服交付事業実施要綱

1 目的

新規に女性消防団員を採用する消防団を中心に、その制服を交付することを通じて、女性消防団員確保対策事業のより一層の推進と広報効果の向上を図ることを目的とする。

2 交付対象

当該年度内に新たに女性消防団員の採用を開始する、又は増員する場合に、新規に入団する女性消防団員を対象に交付する。

なお、交付に際しては、新たに採用を開始する消防団を優先する。

3 交付物品

冬制服一式（ジャケット・キュロットスカート・制帽・ネクタイ・ワッペン）

※平成 31 年度(令和元年度)よりキュロットスカートの仕様にアジャスターを追加しました。

4 交付予定数量

約 6 4 0 着

5 交付時期

9 月、1 2 月及び 3 月の末日頃に交付する。

6 事務手続き

(1) 申請（様式 1 から 5 まで）

都道府県消防協会長は、所属する消防団長からの申請をとりまとめ、以下の期日までに日本消防協会長に申請すること。

交付時期	申請締切日
第一期（9 月頃）	令和 2 年 6 月 3 0 日（火）
第二期（1 2 月頃）	” 1 0 月 1 6 日（金）
第三期（3 月頃）	令和 3 年 1 月 1 5 日（金）

(2) 交付決定（様式 6）

日本消防協会長は、制服等を交付する消防団が所属する都道府県消防協会長に対し、交付予定日の 1 5 日前までに交付決定を通知する。

(3) 受領書の送付（様式 7 及び 8）

都道府県消防協会長は、制服等交付先消防団長に交付物品の受領を確認し、速やかに受領書を日本消防協会長へ送付するものとする。

なお、制服等の交付物品一式は様式 5 の送付先に契約業者から直接納品する。

7 その他

日本消防協会の事由による場合を除き、申請後の交付物品のサイズ変更等は受け付けないものとする。

令和 2 年度女性消防団員制服交付事業実施要綱細目

1 要綱 2 について

- (1) 申請の対象となる女性消防団員とは、申請日において、市町村等の条例定数に基づいた消防団員として任命されていることが原則となります。
- (2) 以前に交付を受けている消防団で制服の劣化等による更新のための申請は、対象外となります。
- (3) 「採用を開始する」とは、令和 2 年 3 月 31 日までに女性消防団員の設置がなく、令和 2 年 4 月 1 日以降に新たに女性消防団員を任命する場合とします。
- (4) 「増員する場合」とは、すでに女性消防団員を任命しているが、令和 2 年度の申請日において平成 31 年 4 月 1 日から女性消防団員の人数が増加した場合とします。

下記の例を参考にしてください。

例 1

平成 31 年 4 月 1 日現在 女性消防団員 未設置

申請日現在 女性消防団員 設置 女性消防団員 10 名入団

→ 10 名の申請が可能です。

例 2

平成 31 年 4 月 1 日現在 女性消防団員 10 名

申請日現在 女性消防団員 12 名（退団 5 名・入団 7 名）

→ 2 名分の交付申請が可能です。

例 3

平成 31 年 4 月 1 日現在 女性消防団員 10 名

申請日現在 女性消防団員 10 名（退団 2 名・入団 2 名）

→ 交付申請の対象外です。

2 要綱 6 (1) について

申請締切日は、納期の都合がありますので、期日までに日本消防協会へ必着としてください。